

熊本県営住宅条例第9条の3第2項の規定に基づくいわゆる
「期限付入居承継」の事務取扱基準

期限付入居承継は、次の1～3のいずれにも該当する場合に承認する。ただし、真にやむを得ない特別な事由があると知事が認める場合は、この限りでない。

- 1 期限付入居承継を受けようとする事由が、次のいずれかに該当すること。
 - (1) 名義人が死亡した
 - (2) 名義人が離婚により当該住宅を退去した(内縁関係の解消を含む。)
 - (3) " 施設入所、入院等により当該県営住宅での生活が困難になったため当該住宅を退去した
 - (4) 名義人が婚姻又は仕事上の転勤等に伴い遠隔地へ転居し、住民票を転出した
- 2 期限付入居承継を受けようとする者(以下「継承者」という)が、次のいずれかに該当すること。
 - (1) 期限付き入居決定を受けた者の同居者
 - (2) 継承者が名義人の2親等以内の親族であって、県の承認を受けた同居人に小学校卒業前の児童がいる世帯
 - (3) 継承者が名義人の2親等以内の親族であって、承継者又は同居人のうち主たる生計維持者の解雇その他特別な事情により、一定期間の居住が必要な者
- 3 継承者が入居承継後に次の各号のいずれにも該当すること
 - (1) 継承後の収入(政令月収)が次の金額を超えないこと
 - ① いわゆる裁量階層に該当する場合 214,000円
 - ② ①以外の場合 158,000円
 - (2) 現に住宅に困窮していることが明らかであること
- 4 次のいずれかに該当する場合には、承継を承認しない。
 - (1) 承継事由発生時において、継承者が名義人と同居していた期間が1年に満たない場合。(継承者が名義人の入居時から引き続き同居している親族である場合を除く)
 - (2) 名義人が、次のいずれかに該当する場合
 - ① 公営住宅法(以下「法」という)第29条第1項に規定する高額所得者である
 - ② 法施行令第8条第2項に規定する率が「1」で算出された家賃(近傍同種家賃)を支払うべき収入超過者である
 - ③ 家賃の滞納がある場合(名義人が県と締結した納付誓約書、和解等に基づき家賃の滞納額を減少させており、入居承継後も引き続き履行されることが確実と見込まれる場合を除く)
 - ④ 法第27条第1項から第5項(保管義務)の規定に違反した場合
 - ⑤ 熊本県営住宅条例第27条に該当する(明渡し請求の対象となる)場合
- 5 期限付入居承継を受けようとする場合は、承継事由発生から2ヶ月以内に、次の書類を添えて申請しなければならない
 - (1) 期限付入居承継承認申請書(熊本県営住宅管理規則別記第5号の3様式)
 - (2) 戸籍謄本(名義人と継承者との関係が記載されているもの)

- (3) 継承者及び同居者の世帯全員の住民票
- (4) 継承者及び同居者のうち16歳以上の者の所得証明書
- (5) 承継事由を客観的に証する書類
- (6) その他、県が必要と認める書類

6 期限付入居承継の有効期間は次のとおりとする。

- (1) 2(1)のとき 有効期間の残存期間
- (2) 2(2)のとき 10年間又は末子が中学校を卒業する年度末のいずれか短い期間
- (3) 2(3)のとき 3年間

7 期限付入居承継に関する手続きは次のとおり行うものとする。

- (1) 県は、期限付入居承継承認申請書を受理し、当該申請に係る審査を行った結果、期限付入居承継が認められる場合は、期限付入居の承認に係る説明書(別記第5号の5様式)により承継者に説明を行う。
- (2) (1)の説明を受けた入居決定者は、期限付入居の承認に係る承諾書(別記第5号の6様式)を県に提出する。
- (3) 期限付入居の承認の通知は、期限付入居の承認通知書(別記第5号の7様式)で申請者に通知する。

8 入居承継が不承認となった者に対しては、適切に退去指導を行う。

9 有効期間を延長する場合の延長された有効期間は次のとおりとする。

- (1) 6(1)による有効期間が定められている場合
期限付入居に係る延長の特例による
- (2) 6(2)による有効期間が定められている場合
5年間又は末子が18歳になる年度末のいずれか短い期間
- (3) 6(3)による有効期間が定められている場合
知事が定める期間

10 期限付入居承継に関する有効期間の延長手続きは次のとおり行うものとする。

- (1) 県は、有効期間延長申請書を受理し、当該申請に係る審査を行った結果、期限付入居承継に関する期間の延長が認められる場合は、有効期間の延長に係る説明書(別記第4号の7様式)により説明を行う。
- (2) (1)の説明を受けた者は、有効期間の延長に係る承諾書(別記第4号の8様式)を県に提出する。
- (3) 有効期間の延長の通知は、有効期間延長通知書(別記第4号の9様式)で申請者に通知する。

(施行期日)

この基準は、平成22年4月1日から施行する。

(施行期日)

この基準は、平成30年10月 1日から施行する。